

## イノベーションに関する議論と反トラスト政策の歴史

太 田 耕史郎

(受付 2003年5月9日)

### I. はじめに

本ノートは米国反トラスト政策をイノベーションの観点から跡付けるものである。そのため、米国初の連邦反トラスト法である Sherman 法制定当時（1890年）の議会での議論、その当時の、そしてその後の経済学者の見解、そして1980年代半ばまでの反トラスト政策を概観する。ただし、議会の議事録（21 Cong. Rec.）や経済学の古い文献を渉猟することはせず、二次文献に依拠することを断って置く。主要な見解やそれを反映した政策は時代を通じて大きな変化を示しており、それらを概観し、さらにその根本理念を理解することは政策のあり方を検討する上で重要な示唆をもたらすことになる。

### II. 反トラスト法制定時の議会での議論<sup>1)</sup>

Sherman 法制定時の議会（主に第51回議会（1889-91年））での議論はその目的に関連して太田 [2002] (ch. 2) で簡単に触れたが、イノベーションに関連した議論は如何なものであったのか。Hart [2001] はわずかに John Kenna 上院議員の「もし州間の取引を行う個人が彼自身の技能 (skill) と活力 (energy), あるいは彼の行為の全般的な妥当性により取引を独占するよう彼の業務を遂行する場合に、彼の行為がこの提案された法の下で犯罪となることが意図されているのか」との質問やそれを踏まえた George Gray 上院議員の修正案の提起にイノベーションに対する関心を読み取るが、彼らが配分効率性とイノベーション効率性のどちらを念頭に置いていたかは明確でない。F. Carlin 下院議員はより直接的に競争法の目的を「投資を促進し、知的な活動と機会を促進すること」に求めているが、「そのすべては平等な権利をすべての者に与え、特権は誰にも与えないと言う古い民主党の基本方針に基礎付けられる」とし、副次的な位置付けに留めている。Sherman 法の下地となる法案を作成した

1) 本節は Gordon [1963], Hazlett [1992], Letwin [1956], Valentine [1997] に多くを負っている。

John Sherman 上院議員はその目的として「[人々を貧しくする] 独占的な過剰請求を阻止すること」を挙げ、効率性に関しては「生産を助ける合法的な結合と競争を阻害し、取引を制限する違法的な結合を区別」するものの、詳細な言及は見られない<sup>2)</sup>。Hazlett [1992] は残された手紙や古い伝記から「もし効率性目的に長期に傾倒していたならば、彼はそうした目的を隠していたことになる」(p. 266) と真意を探り出している。William Mason 下院議員が「もし石油価格が1バレル当り1ドルに低下したとしても、それは正当 (legitimate) な競争を破壊し、誠実な者を正当な事業から排除する「トラスト」[の] 不当な行為を正当化しないだろう」と述べるように、そもそも議会での議論から Sherman 法制定の目的を何らかの経済効率性に特定できない以上、イノベーションに関連した議論が “low salien[t]” (Hart [2001], p. 3) であったのは事実であろう。

### III. 経済学者の見解

#### (1) 反トラスト法制定時<sup>3)</sup>

当時の経済学者は競争を均衡状態ではなく、「“rivalry” または事業のプロセスであると理解していた」(DiLorenzo and High [1988], p. 424)<sup>4, 5)</sup>。DiLorenzo and High [1988] は前者を「均衡の性質に焦点を合せる」もの、後者を「[競争する] という動詞に焦点を合せる」と区別し、続けて「rivalry [と言う競争概念] の下では企業の規模や構成は競争戦略の一部として事業主により選択される変数であり、大企業は中小企業より競争的でない、あるいは消費者のためにならないとは仮定されない」(p. 425) と解説するが、「Darwin の法則が人間社会の進展を支配すると確信 [し、] 「成長」や「集中化」が確認されるあらゆる社会変化 [を] 「自然」 (“natural”)」(Letwin [1956], p. 237) または「不可避」 (“inevitable”) と見做す当時の経済学者はより積極的に大企業に規模の経済性に基づく費用上の優位性を、また結合 (トラスト) に企業を破壊的競争 (cut-throat competition) から保護して投資を促進し、消費者の便益を高める動的な効果を認識していた。例えば、George Gunton は組織と

2) 厳密には、所謂 Sherman 法は Sherman の法案の後に作成された George Edmunds 上院議員らの法案に基づいている。詳しくは、Letwin [1956], sec. III を参照のこと。

3) この箇所は DiLorenzo and High [1988], Gordon [1963], Hart [2001], Letwin [1956] に多くを負っている。

4) ただし、欧州では重農主義者 (physiocrat) から León Walras に至るまで静態的な均衡理論が展開されていた (詳しくは、Schumpeter [1926], ch. 1 「付録」を参照のこと)。Schumpeter の動態理論は、‘Preface to the Japanese Edition’ に記されるように、Walras の一般均衡理論に対する不満を発端としている。

5) 当時、米国で経済学者としての fulltime professional status を得ていた者は僅かであり、Gordon [1963] によれば1880年代にトラストの動向について論文を書いた専門職の経済学者は16人に過ぎない。

費用の関係に注視し、「厳密に言えば、資本の集中は小資本家を事業から排除するのではなく、単に彼らをより大きく、より複雑な生産システムに統合するのであり、そこにおいて彼らは社会のために富をより安く生産し、また自らのためにより大きな所得を獲得し得るのである。……トラスト間の競争は自然と株式会社（corporation）間の競争より利潤を限界収益点の近くに低下させる傾向にあるが、これは取引される事業が大きいほど、その成功に必要な利潤率が低くなるからである。それゆえ、資本の集中は競争を破壊する傾向にあるのではなく、その反対が事実となる。……大資本の使用により、トラストは株式会社より安値で売ることができるし、またそうしている」（[1888], p. 385）と述べている<sup>6)</sup>。ただし、独占またはトラスト形態は良しとして、その運営や管理についての議論があり、大衆の保護を目的に情報公開、課税、規制（政府機関の設置）などが提言されている。1930年代に「完全競争モデルが受け入れられると、[rivalry は広く無視され、] 経済学者の反トラストについての見解はより好意的なものとなった」（DiLorenzo and High [1988], p. 423）。

## (2) Joseph Schumpeter

イノベーションまたは新結合（new combination）は新しい財貨の生産、新しい生産方法の導入、新しい販路の開拓、原料あるいは半製品の新しい供給源の開拓、新しい組織の実現を内容とする Schumpeter の造語であり、彼はそれを「たとえば馱馬車から汽車への変化のように、純粹に経済的——「体系内部的」——なものでありながら、連続的にはおこなわれず、その枠や慣行の軌道そのものを変更」（[1926], 邦訳, p. 171）する経済発展の要因と見做した。また、その担い手を1926年の『経済発展の理論』では企業家（起業家：entrepreneur）に<sup>7)</sup>、1950年の『資本主義・社会主義・民主主義』では独占・大企業に見出している（新結合の遂行とそれに伴う既存の生産方式や産業組織形態の破壊は「創造的破壊」（“creative destruction”）と名付けられた）。この変化の理由としては、①知識利用や資金調達で点で「[大企業に]のみ確保されるような利益が存在する」（[1950], 邦訳, p. 156）こと、そして②「[大企業]が経済進歩、とりわけ総生産量の長期的増大のもっとも強力なエンジンとなってきた」（同, p. 164）<sup>8)</sup>、③「[企業家の]機能はすでにその重要性を失いつつある」（同, p.

6) Gunton, G. [1888] “The Economic and Social Aspect of Trusts,” *Political Science Quarterly*, September (Gordon [1963], pp. 164-5 より引用)。ただし、これとは異なる見解も見られる。Henry Adams は「製造業の整理統合の……基本的な解釈は劣悪な工場設備の所有者側の、彼らの資本をより完全な競争手段についての競争から保護すると言う要請である。……控え目に言っても、それは改良に向けた熱意を削ぐであろう」（出典不詳：Hart [2001], p. 3 より引用）と述べている。

7) 企業家に信用を供与する資本家の機能も重視されている。

8) Schumpeter は *Alcoa case* (1945) の判決を次のように批判している。「1890年から1929年にかけて、この単一の売り手の基礎的生産物の価格は、およそ12%に……下落した。生産量は30トンから10万3400トンに増大した。……生産費と利潤からのみこの「独占」を批判する議論は、次のことを承認せねばならぬ。すなわち、多数の競争的企業の場合でも、費用節減の研究、生産装置の経済

207) との歴史的認識が挙げられる (①, ②に関連して, 独占・大企業がその競争上の優位性によりイノベーションを先導するとの説は Schumpeter 仮説と呼ばれる)<sup>9)</sup>。これらを若干補足すると, ①について, Schumpeter は『経済発展の理論』では新結合の遂行を重視する余り, 「発見」や「発明」に力点をおかなかった (邦訳, (上), p. 231)。②については, 時間の経過に連れて「経済進歩 [が] 非人格化され自動化される」 ([1950], 邦訳, p. 208) としても, 新結合が依然, 企業にとって「他のものに比してはるかに効果的」な競争手段であり, また「いつ見舞われるかもしれないとの不断の脅威だけの場合にも影響力をもつ」 (同, p. 132) との見方を示している。

### (3) Harvard 学派

完全競争モデルは Harvard 学派の所謂“SCP paradigm”に反映された。つまり, そこでは「競争の尺度として市場構造が rivalry に取って代わった」 (DiLorenzo and High [1988], p. 431)。また, Harvard 学派は市場構造と市場成果の因果関係に基づく構造政策の採用を提言するが, 成果は配分効率性と生産効率性に限定され, イノベーション効率性は考慮の外に置かれた<sup>10)</sup>。この理由を, Bain [1968] は「産業の進歩性は機会との相対的關係 [において] のみ適切に評価され得る」 (邦訳, p. 455) が, その機会が捕捉され得ない以上, 「技術的進歩性の次元における悪い結果と良い結果とを区別できないのであるから, 良好な進歩性に恵まれると思われる市場構造の諸条件を, 経験的に設定することはできない」 (同, p. 455), Kaysen and Turner [1959] はそれについての証拠や必要な情報がないため, 「市場支配力の削減と高い進歩率の維持との間には広範囲にわたる深刻で直接的な対立があると予期すること [は] 決して正当化 [され] ない」 (邦訳, p. 109), あるいは経済史の研究またはより思弁的な基盤から「[彼らの構造主義的政策] の結果, 企業家の活力に相当な減退が生じる危険性は, どうもあるようには思われぬ」 (同, p. 111) と述べている。

これに対して, Scherer [1987] はその後の20年に渡る構造とイノベーションに関する研究成果を「一般に緩い構造の寡占は1つまたは少数の企業に支配された産業と少なくとも同程度に進歩的なようであり, また相対的に小規模で, 技術志向の企業はしばしば巨大企業より

的な改善, 生産物の新使用法の普及, およびむだな破損の回避において, だいたい同じ程度の成功をおさめたであろうということ [である]。……それは近代資本主義の起動的要因をまったく捨棄していることに等しい」 (邦訳, p. 158 (n. 20))。

9) ただし, ①については既に『経済発展の理論』の邦訳, (上), p. 188, (下), pp. 159, 164-5 などで, ③については同じく (上), p. 225 で指摘されている。

10) 1932年から他界する1950年まで Harvard 大学で教鞭を執った Schumpeter には Paul Samuelson, Paul Sweezy, James Tobin などの高名な弟子がいるが, 所謂 Keynes 革命の影響もあり, 彼の研究を継承するものはいなかったようである。Bain ([1968]) を始め Harvard 学派の主要なテキストには Schumpeter への言及はあったとしても, 僅かな, または些細なものに過ぎない。

も動的なイノベータであることを証明している」と要約し、そこから「新しいアイデアを携えた挑戦者がイノベーションの速度を高め得るよう参入を開いたままにすることが重要である」(p. 1014)と結論付け、イノベーションについても Harvard 学派の伝統である構造政策の有効性を指摘している。また、こうした関係は Arrow [1962] の企業が自ら開発した新技術から得られる利潤、それゆえ R & D を実施する誘因は旧技術がもたらす利潤の差額だけ独占市場で小さくなる（これは Arrow 効果と呼ばれる）との経済分析や幾つかの歴史的観察に支持されている。後者の例として、Adams and Brock [1995] は「Standard Oil of N.J. が石炭から石油を人工的に生産する技術における重要な進歩を世界的に支配したが、同社の多大な原油利権を保護するために、その進歩の使用を抑制した〔こと〕、Johnson & Johnson〔は〕身体の痛みを軽減するための薬によらない治療法〔を〕支配〔したが〕、利益を生み出す同社の Tylenol〔(非ピリン系鎮痛解熱剤)錠剤の販売を保護するために、その商業化を控えた〔こと〕」(p. 264)などを挙げている<sup>11)</sup>。

#### (4) Chicago 学派

Chicago 学派は Harvard 学派の見解を「非理論的」とであると非難し、価格理論に立脚した経済分析を展開したが、その対象は Harvard 学派と同様に専ら静態的な配分効率性と生産効率性に置かれた。これについて、反トラスト法の意図された目的をその立法過程や条文の文言から消費者厚生に求める Bork はイノベーションの実現のため R & D に投下される資源の費用とイノベーションの便益を比較し得ないため、あるいは「〔適切な〕進歩の割合について無知である〔ため〕、反トラスト分析においてその事に何らウェイトを与えないのが最も賢明であるかも知れない」(Bork [1978], p. 132)と述べている<sup>12)</sup>。また、Easterbrook [1986] は Sherman が反トラスト法の目的に挙げた過剰請求の阻止が静態的な効率性の追求と長期には同値になることを指摘している。

しかし、Chicago 学派はイノベーション効率性を考慮しない訳ではない。市場の競争作用

11) Adams and Brock [1995] は同様の証拠はカメラ、照明や電気通信を含む他の多くの分野に観察されると述べている。また、彼らは別の論文（[1982]）では合成ゴムが Standard Oil との1928年の協定により I. G. Farben の排他的支配の下に置かれ、同社が営利上の理由と国家的理由から合衆国でのその発展を前もって妨げようとしたため、あるいは同社の特許権者であった Standard Oil がその製造に乗り出そうとした米国のタイヤ・メーカーを特許権侵害で訴えるなどしたため、合成ゴムが合衆国で製造されたのは両者の協定がトラスト訴訟によって絶たれた、合衆国の第2次大戦参戦後のことであったと述べている。しかし、これに対して、Kline and Rosenberg [1986] は「合成ゴムの生産に必要な基礎的な科学研究は第1次大戦が勃発する前に凡そ完了していた〔が、大戦間は〕天然ゴムが低費用で利用可能であり、……合成ゴムが経済的に重要となるのは〔第2次大〕戦時下で天然ゴムの供給が激減し、その価格が騰貴し、そして戦略的な危機が惹起されてからであった」(p. 284)とする経済効率性の観点からの解釈を提示している。

12) これは Bork [1978] が零細企業の保護などを反トラスト法の目的から除外する理由でもある。詳しくは、Bork [1967], [1978], ch. 2 を参照のこと。

を信頼する Chicago 学派は他方で、Bork [1978] が「ライバルより巧く環境に適合する企業は発展する傾向にあ〔り、〕巧く適合できない企業は縮小する」(p. 118) と述べるように、かつての経済学者の“Darwinism”を継承するが、消費者の利益に適う値下げや品質改善は明らかにイノベーションの成果でもある。“Darwinism”に立脚した自由放任政策は「創造的破壊」の犠牲者、つまり動的競争の敗者による反トラスト法の濫用を防ぐことにもなる<sup>13)</sup>。また、Posner [2001] は抱き合わせ販売について、その価格差別上の効果が明確でないため少なくとも当面は容認されるよう提言するが、Schumpeter と同様に当該行為に企業の利潤を高め、R & D を促進する可能性を認めている。

### (5) 主要な論争

経済学は R & D またはイノベーションを主に市場構造または企業規模との関係で、主に「Schumpeter 仮説 v. Arrow 効果」の形で扱って来た。理論分析は Arrow 以降、より現実的な先行者の利得を巡る序列競争、または R & D 成果の不確実性を考慮に入れた戦略的競争の研究に進展しているが、2つの見解の妥当性が状況に依存すること以上に有用な情報を提供していない<sup>14)</sup>。実証分析は Mansfield [1963] を始め数多くなされているが、ここでも明確な結論には到達していない<sup>15)</sup>。(3)で言及した Scherer [1987] にしても、「まだ多くのことを学ばなくてはならない」(p. 1014) との但し書きがあり、また市場支配的な IBM が革新的な新規企業の参入を阻止するとの自らの懸念について「少なくともこれまでは私は…誤っていた。基礎をなす知識基盤が極めて豊かで、絶えず新たな可能性を吐き出すため、挑戦希望者の流れは涸れていない」(p. 1015) と述べている。なお、Schumpeter は企業が短期的には価格、生産量に留まらず、生産過程の秘密保持、長期契約などの資本価値を温存する制限的戦略を採用することを認めながら、それこそが「創造的破壊」の烈風の中でイノベーションを可能にするものと見做しており、それゆえ Schumpeter には Arrow 効果と Schumpeter 仮説が決して対立するものではないことを記して置く。

- 
- 13) これについて、Easterbrook [1984] を引用しよう。「創造的破壊の疾風はそれが経済理論と有益なものの証明を生み出す以前に犠牲者を生み出す。反トラスト法はこれらの犠牲者を促して苦情を裁判所に訴えさせる。……最初の審理で、その失敗や〔利潤〕機会の損失は競争の減少と見做される。より少ない競争者が残るが、少数は独占（または少なくとも寡占）の定義である。……被告がその行為を擁護する効果的な説明を欠き、また証拠が「排除」を示すと、裁判官は次のように結論付けよう。「この行為を禁止してはどうか。それが反競争的であれば、その禁止は有益となろう。それが反競争的でなくても、その禁止は無害であろう。……」」(pp. 5-6)。
- 14) 序列競争については Barzel [1968], Gilbert and Newbery [1982] を、戦略的競争については伊藤・清野・奥野・鈴木 [1988], ch. 19, Reinganum [1983], [1984] を参照のこと。また、これらについては Gilbert and Sunshine [1995], pp. 577-8 に簡潔な解説が見られる。
- 15) 簡潔なサーベイは Carlton and Perloff [2000], Example 16.7 (p. 533) に見られる。

#### IV. イノベーションの促進を目的とした反トラスト政策の歴史：1980年代半ばまで<sup>16)</sup>

イノベーションは Sherman 法制定時に重要な論点ではなかったが、合理の原則の下で反トラスト訴訟に対する有効な防御手段となった。しかし、1930年代に始まる New Deal 体制以降、市場集中または大企業が価格競争と共にイノベーションを抑制する、あるいは Harvard 学派の構造主義的政策は概してイノベーション効率性を損わずに配分・生産効率性を改善し得るとの見解が支配的となる。Carl Kaysen は初期の事例を顧みて、「優れた技術がかなりの市場支配力を正当化する〔(し得る)〕事例は極めて稀であった」と主張し、また彼が special master として関与した *U.S. v. United Shoe Machinery Corp.* (1953) では「〔同社〕の基礎研究プログラムはその独占を正当化するのに十分な「社会的便益」(“social advantage”)ではない」との判断が下されている。混合合併 (conglomerate merger) では企業の効率性の改善がそれを違法とする理論的根拠にすらなっている。*FTC v. Procter & Gamble Co.* (1967) では Procter & Gamble による Clorox Chemical の買収が Clayton 法第 7 条に違反すると判断されたが、「最高裁が挙げた理由の 1 つは Procter & Gamble が広告での「数量割引」(“volume discount”)の優位性を利用し得る、そしてそれゆえ競合〔企業〕ができ得る以上に安く漂白剤を販売し得ると言うものであった」(Hovenkamp [1999], p. 553)。構造と関連する知的所有権については、「1940, 50年代には Sherman 法第 2 条 (独占化) 違反事件の最終判決・同意判決で、独占企業の保有特許が独占力の獲得・維持に貢献しているとの理由で、強制実施許諾〔(compulsory licensing) の〕命令が盛んに用いられた」(村上 [2000], p. 82)<sup>17)</sup>。1956年の司法省と AT & T, IBM の間の同意判決では9,000以上の特許を、その大半が無償で実施許諾するよう要求されている。しかし、イノベーションは評価が極めて困難なために、あるいは恐らくはイノベーションが静態的な成果指標である価格や利潤と同じく財市場の構造を代理とし、独自の分析手法が適用されなかったために、時間の経過と共に、Harvard 学派のパラダイムの中で重要性を失うことになる。その後、80年代に主流派の地位を得た Chicago 学派は Harvard 学派の提唱する構造政策に批判的であったが、彼らの論点がイノベーションではなく配分の効率性にあったことは III(4) で述べた通りである。Reagan 政権の下で司法省反トラスト局長の William Baxter と FTC 委員長の James Miller は執行を価格協

16) 本節は Hart [2001] に多くを負っている。

17) 村上 [2000] によれば、期間は必ずしも明確ではないが (恐らくは40年代, 50年代), 「政府訴訟と私訴をあわせると、125件において、合計すると数万件におよぶ特許が強制実施許諾の対象となったといわれている」(p. 84)。Scherer [1987] は「1941-1959年に107件の反トラストの和解において推定で4-5万の特許の強制実施または著作権の公有 (dedication) が命令された」(p. 1017) と述べている。

定 (price-fixing arrangement) に制限し、同時に予算、人員を大幅に削減した。また、「特許権者は反トラスト事件において自らを防御する苦闘の中に地歩を得 [ることとなった]」(Hart [2001], p. 8)<sup>18)</sup>。反トラスト政策の歴史を振り返り、Hart [2001] は「イノベーションは歴史的に反トラスト政策の多くの目的の 1 つに過ぎず、また必ずしも最も重要なものではない。……経済的考察が反トラスト政策の議論を支配したときでさえ、研究やイノベーションはしばしば価格や行為ほど重要視されなかった」(p. 7)、Gilbert and Sunshine [1995] は競争を減殺する合併・買収を禁止する Clayton 法第 7 条について「[反トラスト機関] は伝統的に競争の減殺を結合の関連する財・地理的市場での価格に対する効果に言及するものと解釈している」(pp. 571-2) と述べている。

## V. おわりに

以上、イノベーションに関する議会での議論、経済学者の見解やかつての反トラスト政策を概観して来た。反トラスト法制定時からの経済学者の見解に誌面の多くが割かれたが、その理由は、当初を除き、経済学者がその直接・間接の関与を通じて反トラスト政策に影響を及ぼして来たことにある。それは一致したものではなく、また少なからず時代を反映したものであろうが、筆者は反トラスト政策のあり方を検討する上でその重要性は依然、失われていないと考える。残念ながら、反トラスト政策とその成果の実証分析がそれほど容易でないことから、本ノートでは後者には触れていない。より明確な implication を得るためには、厳密さはさて置き、f.n.8 で引用したような産業毎の大まかではあるが、ある程度の期間に渡る観察を積み重ねることが必要となろう。

なお、1980年代半ば以降の反トラスト政策はイノベーションに対する関心を明示するようになってきている。反トラスト政策の内、合併・戦略的提携政策は本誌所収の拙稿 (太田 [2003]) で紹介・検討されている。また、著作権政策は太田 [2002], subsection 6.3 で簡単に触れられているが、そのあり方は新興の IT・ハイテク産業のイノベーションに対して多大な影響を及ぼし得るため、稿を改めて、深く検討したい。

---

18) この時期の例外として司法省と AT & T の間の修正同意判決 (Modified Final Judgment) がある。これは同社の地域電話事業会社を分離し、他方で公衆電気通信事業以外への進出を禁止した1956年の同意判決を解除するもので、司法省は AT & T (Western Electric) が支配的であった機器製造市場に競争を導入することで爆発的な技術革新を期待したようである。ただし、Hart [2001] はそれは Chicago 学派が反トラストの攻撃的な執行以上に嫌悪していた連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) の規制に対する一撃としてより良く理解されるだろう」(p. 8) と述べている。

参 考 文 献

- Adams, W. and J. W. Brock [1982] “Public Policy in a Free Enterprise Economy,” in W. Adams ed., *The Structure of American Industry*, 6th ed., Macmillan Publishing Company (金田重喜監訳『アメリカの産業構造』第6版, 青木書店, 1982).
- Adams, W. and J. W. Brock [1995] “Antitrust, Ideology, and the Arabesques of Economic Theory,” *University of Colorado Law Review*, Vol. 66, No. 2.
- Arrow, K. J. [1962] “Economic Welfare and the Allocation of Resources of Invention,” in National Bureau of Economic Research ed., *The Rate and Direction of Inventive Activity*, Princeton University Press.
- Bain, J. S. [1968] *Industrial Organization*, 2nd ed., John Wiley and Sons (宮沢健一監訳『産業組織論(上), (下)』丸善, 1974).
- Bork, R. H. [1967] “The Goals of Antitrust Policy,” *American Economic Review*, Vol. 57, No. 2.
- Bork, R. H. [1978] *The Antitrust Paradox: A Policy at War with Itself*, Basic Books.
- Barzel, Y. [1968] “Optimal Timing of Innovations,” *Review of Economics and Statistics*, Vol. 50, No. 3.
- Carlton, D. W. and J. M. Perloff [2000] *Modern Industrial Organization*, 3rd ed., Addison Wesley Longman.
- DiLorenzo, T. J. and J. C. High [1988] “Antitrust and Competition, Historically Considered,” *Economic Inquiry*, Vol. 26, No. 3.
- Easterbrook, F. H. [1984] “The Limits of Antitrust,” *Texas Law Review*, Vol. 63, No. 1.
- Easterbrook, F. H. [1986] “Workable Antitrust Policy,” *Michigan Law Review*, Vol. 84, No. 8.
- Gilbert, R. J. and D. M. G. Newbery [1982] “Preemptive Patenting and the Persistence of Monopoly,” *American Economic Review*, Vol. 72, No. 3.
- Gilbert, R. J. and S. C. Sunshine [1995] “Incorporating Dynamic Efficiency Concerns in Merger Analysis: The Use of Innovation Markets,” *Antitrust Law Journal*, Vol. 63, Issue 2.
- Gordon, S. D. [1963] “Attitudes towards Trusts prior to the Sherman Act,” *Southern Economic Journal*, Vol. 30, No. 2.
- Hart, D. M. [2001] “Antitrust and Technological Innovation in the US: Ideas, Institutions, Decisions, and Impacts, 1890–2000,” *Research Policy*, Vol. 30, Issue 6.
- Hazlett, T. W. [1992] “The Legislative History of the Sherman Act Re-Examined,” *Economic Inquiry*, Vol. 30, No. 2.
- Hovenkamp, H. [1999] *Federal Antitrust Policy: The Law of Competition and Its Practice*, 2nd ed., West Group.
- 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎 [1988] 『産業政策の経済分析』東京大学出版会。
- Kaysen, C. and D. F. Turner [1959], *Antitrust Policy: An Economic and Legal Analysis*, Harvard University Press (根岸哲・橋本介三訳『反トラスト政策——経済的および法的分析——』神戸大学経済経営研究所, 1988).
- Kline, S. J. and N. Rosenberg [1986] “An Overview of Innovation,” in R. Landau and N. Rosenberg eds., *The Positive Sum Strategy: Harnessing Technology for Economic Growth*, National Academy Press.
- Letwin, W. L. [1956] “Congress and the Sherman Antitrust Law: 1887–1890,” *University of Chicago Law Review*, Vol. 23, No. 2.
- Mansfield, E. [1963] “Size of Firm, Market Structure, and Innovation,” *Journal of Political Economy*, Vol. 71, No. 6, reprinted in his *Industrial Research and Technological Innovation*, W. W. Norton, 1968 (村上泰亮・高島忠訳『技術革新と研究開発』日本経済新聞社, 1972).
- 村上政博 [2000] 『特許・ライセンスの日米比較』第3版, 弘文堂。
- 太田耕史郎 [2002] 『反トラスト政策の経済分析』広島修道大学総合研究所。
- 太田耕史郎 [2003] 「イノベーションのための反トラスト政策——合併と戦略的提携——」『経済科学研究』第7巻, 第1号。
- Posner, R. A. [2001] *Antitrust Law*, 2nd ed., University of Chicago Press.
- Scherer, F. M. [1987] “Antitrust, Efficiency, and Progress,” *New York University Law Review*, Vol. 62, No.

5.

Schumpeter, J. A. [1926] *Theorie Der Wirtschaftlichen Entwicklung*, 2. Aufl. ([1912], 1. Aufl.) (塩野谷祐一・中山一郎・東畑精一訳『経済発展の理論 (上), (下)』岩波文庫, 1977).

Schumpeter, J. A. [1950] *Capitalism, Socialism and Democracy*, 3rd ed., Harper and Row ([1942], 1st ed.) (中山一郎・東畑精一訳『資本主義・社会主義・民主主義 (新装版)』東洋経済新報社, 1995).

Valentine, D. A. [1997] “The Goals of Competition Law,” prepared remarks before the Pacific Economic Cooperation Council Conference on Trade and Competition Policy (<http://www.ftc.gov/speeches/other/dvspeech.htm>).